



生活経済事犯被害の未然防止対策の推進

○ 消費者庁においては、毎年5月を「消費者月間」として、消費者問題に関する啓発活動等を行っているところ、平成27年3月に取りまとめられた「消費者基本計画」では、悪質商法事犯等の取締りの推進と関係機関の連携強化による被害拡大防止の実施等が掲げられ、政府一体となった対策が求められています。

このため、警察でも生活経済事犯の態様、犯行の手口、被害防止のための措置等について広報し、被害拡大の防止に務めています。

《悪質商法の被害防止のために》

悪質商法とは、「一般消費者を対象に組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたもの」で、資格商法やキャッチセールスなど様々な手口があります。

☆被害にあわないためのポイント☆

『悪質業者は、う・そ・つ・き』

う・・・うまい話を信用しない！

そ・・・相談する！

つ・・・つられて返事をしない！すぐに契約しない！

き・・・きっぱり！はっきり！断る！

困った場合はまず相談をしてください。

[悪質商法110番]

0742-24-9441 (つうほう すれば ぐらしよい)

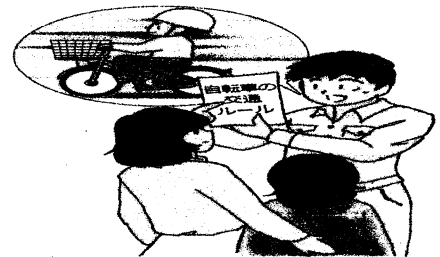


5月は「自転車マナーアップ強化月間」です。

交通ルールを遵守し、マナーの向上に心掛けましょう。

【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間ライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



《奈良県自転車条例について》

令和元年10月15日に「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が公布され、令和2年4月1日より以下の項目が施行されています。

- 1 65歳以上の高齢者の乗車用ヘルメットの着用の努力義務
- 2 自転車障害賠償責任保険等への加入義務。

今一度、確認しましょう。